◎津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(平成二九年三月三一日法律第一二号)(衆)

一、提案理由(平成二九年三月二三日・衆議院本会議)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案について、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

津波対策の推進に関する法律は、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、第百七十七回国会において災害対策特別委員会の提出により制定されたものであります。

本法制定後、津波被害軽減のためには、国民の理解と関心を深めることが特に重要であるとの認識のもと、津波対策が進められてきました。

本案は、津波防災の日の規定について、一昨年十二月の国連総会において、本法が津波防災の日と定める十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、 津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、本年三月三十一日限りその効力を失うこととされている地方公共団体に対する国の財政上の援助に関する規定の期限を平成三十四年三月三十一日まで五年間延長する改正を行おうとするものであります。

本案は、去る十六日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

二、参議院災害対策特別委員長報告(平成二九年三月三一日)

○若松謙維君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会に おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、津波防災の日の規定について、二〇一五年十二月二十二日の国際連合総会において我が国等の提案により津波防災の日である十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加します。さらに、地方公共団体に対する津波ハザードマップ等の作成に係る国の財政上の援助規定の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、 採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。